

## 脱炭素と対中政策の間で板挟みのバイデン政権

### ◆太陽光発電関連製品の輸入関税免除を巡って政権と議会が対立

脱炭素政策としての太陽光発電関連製品（以下、太陽光製品）の導入推進と、対中国通商政策の間で、米国バイデン政権が板挟み状態に陥っている。

2023年5月16日、バイデン大統領は、東南アジア4カ国（カンボジア、マレーシア、タイ、ベトナム）から輸入する太陽光製品への関税免除措置を撤廃するとした両院決議に、拒否権を発動した。バイデン政権は、50年までに温室効果ガスの排出を実質ゼロとする目標を掲げており、インフレ抑制法（IRA）では、太陽光パネル投資への税額控除や、家庭での太陽光発電設備投資への税額控除を延長するなど、再生可能エネルギーを積極的に推進している。しかし国内の太陽光製品は供給不足の状態であり、混乱を解消するため、当該4カ国からの同製品の輸入関税を最長24ヵ月免除する大統領布告を22年6月に発出していた。議会が関税免除措置に反対する理由は、当該4カ国が、中国からの不当なダンピングもしくは補助金付き輸出の迂回ルートになっていると懸念しているためである。22年3月には、商務省が当該4カ国の企業に対し迂回輸出の事実確認を開始している。

表1：太陽光発電関連製品をめぐる米国の動き

2012年	11月	オバマ政権下で、中国製の太陽光発電関連製品にアンチダンピング（AD）関税と補助金相殺関税（CVD）を発動
2018年	1月	トランプ政権下で、太陽光発電関連製品にセーフガード（SG）関税を発動
2018年	7月	一部の太陽光発電関連製品に1974年通商法301条に基づく追加関税を賦課
2022年	3月	中国製の太陽光発電関連製品が、東南アジア（カンボジア、マレーシア、タイ、ベトナム）経由で米国へ迂回輸出されている疑義につき、商務省が調査開始 （12月に「迂回輸出」の事実を予備的判定、23年8月に最終判定予定）
	6月	バイデン大統領が、太陽電池とモジュール不足の緊急事態と、カンボジア・マレーシア・タイ・ベトナムからの太陽光発電関連製品の関税を最長24ヵ月免除することを宣言
	6月	「新疆ウイグル強制労働防止法」施行、重要執行分野はアパレル、綿、トマト、ポリシリコン
	8月	「インフレ抑制法」が成立、太陽光パネル等のグリーン生産設備投資に対して税額控除
2023年	5月	バイデン大統領が、「カンボジア、マレーシア、タイ、ベトナムからの太陽光発電関連製品の関税免除措置を撤廃する」両院共同決議に対し、拒否権を発動

出典：JETROビジネス短信、各種報道などをもとに筆者作成

### ◆米国は中国からの太陽光製品の輸入を減らす政策をとってきた

太陽光製品をめぐる米中間の貿易摩擦は、オバマ政権下の12年にまで遡る。国際エネルギー機関（IEA）の報告書によれば、世界の太陽光製品（ポリシリコン、

ウエハー、セル、モジュール)の生産能力に占める中国の比率は、10年にポリシリコンを除いて50%を超え、21年には軒並み80%以上を超えている。中国製品が補助金などで規模の経済を追求し、世界市場で輸出競争力をつけるなか、オバマ政権は国内の太陽光産業を保護すべく、12年11月に中国製の太陽光製品に対し、最高約250%のアンチダンピング(AD)関税と最高約16%の補助金相殺関税(CVD)を賦課した。当該関税は現在も賦課されている。また、18年にはトランプ政権が最高30%(初年度)のセーフガード措置に基づく追加関税を賦課し、さらに一部の太陽光製品は、同年に勃発した米中貿易紛争における、1974年通商法301条に基づく最高25%の追加関税賦課の対象となっている。

国内産業を保護する上記の関税措置に加え、22年6月には、新疆ウイグル強制労働防止法(UFLPA)が施行された。同法は新疆ウイグル自治区の全ての製品が強制労働によるものと推定し、輸入者から強制労働産品ではない旨の明白で説得力のある証拠が示されない限り、税関国境警備局(CBP)は輸入を差し止めることとしている。特にポリシリコンを含む4品目を重要執行分野としており、23年3月にCBPが公表したUFLPAの執行データによれば、輸入差し止め実績の約半数が太陽光製品を含むエレクトロニクス製品であった。

### ◆バイデン政権の太陽光製品に関する通商政策に要注目

このような状況のなか、中国からの太陽光製品の輸入は減少し、代わって東南アジアからの輸入が全体の約4分の3を占めるまでになった。商務省は、前述の4カ国からの輸入を「中国からの迂回」として23年8月に最終確定する方向であり、ルール上は、当該4カ国からの太陽光製品にAD税やCVDが賦課されることになる。

一方で、米国は太陽光製品に対する旺盛な需要に対し、国内での供給が追い付かず、大半を輸入に依存せざるを得ない状況にある。それにも関わらず太陽光製品の輸入を規制する政策を進めているため、混乱が生じている。今後中国からは、AD税やCVD、UFLPAといった障壁があるため、輸入増は見込めない。経済安保の観点から、AD税とCVDの措置は延長するだろう。よってバイデン政権は東南アジアからの輸入に頼らざるを得ず、8月に迂回認定される製品も含め、関税免除を24年6月まで継続する可能性が高い。今後1年間で、米国が国内産業を育成しながら、対中国通商政策をどのように執行していくのか、要注視である。 【田中雄作】